

I いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた子どもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大な問題である。いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめは、どの子どもにも起こり得る」との意識を持ち、学校と家庭、地域社会の連携の下、それぞれの役割と責任を自覚し、いじめ問題の克服を目指さなければならない。

そのために、全教職員が、本校の教育目標である、「健全な心身を鍛え、明るく生き抜くたくましい生徒・自ら考え行動し、創造的に実践する生徒・豊かな心を持ち、社会を愛し、奉仕する生徒」の育成を基本理念とし、学校教育の重点である「生徒一人一人を大切にす、個性を伸ばし、自ら学ぶ意欲を育てる・豊かな心を育てる・生きる力を培い健全な心身を育てる・保護者と地域の期待に応える」を基本的な姿勢として、いじめ防止等の取組を体系的、計画的に推進していく必要がある。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人間関係にある他の児童生徒等がおこなう心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定）より

【主な特質】

- ・ 周囲から見えにくい（巧妙化、偽装化）
- ・ 当事者の関係から小グループや他学級、部活動へと集団化していく傾向がある。
- ・ 周りではやしたてる子ども（観衆）、見て見ぬふりをする者（傍観者）がいる。
- ・ いじめる側といじめられる側は逆転するケースもある。
- ・ 対応を誤るとトラブルに発展し、信用回復に苦勞する。

II 本校の実態

本校は、開校65年を迎え、生徒数403人15学級（含：特別支援学級14名、3学級）と中規模の学校である。公務員宿舎の閉鎖に伴い、生徒数は年々減少傾向にある。母体の小学校は2校であり、学校全体は比較的落ち着いた状態にある。

III 未然防止のために**いじめを決して許さない学校の風土づくりを基盤として**

- ・ 『いじめは絶対に許されない』という認識を徹底させる。
(道徳教育・心の教育を通して、思いやりの心・生命や人権を尊重する態度の育成を図る)
- ・ 登下校、休み時間などの日常観察や、シャボテンログの入力状況の確認
- ・ 人間関係向上プログラム等の積極的な活用
- ・ 生徒会活動を中心とする生徒の自治的活動との連携
- ・ 普段から保護者との連絡を密にとり、家庭での些細な変化をとらえる。
- ・ 教育相談週間（全学年、年間を通して3回実施）の有効活用
- ・ 本校独自のいじめ相談アンケート（5回実施予定）の有効活用
- ・ いじめ調査（全市11月実施）の有効活用
- ・ いじめ対策委員会を月1回開催する。

校内研修の計画・実施

- ・教職員の共通意識を図るため、いじめも含めた生徒指導に関わる校内体制での研修を年度初めに行う予定。

IV 早期発見へ向けて

教師のアンテナの感度を高め、アンテナ網を広げる

- ・子どもを見取るアンテナを高く、変化を見取る目と鋭い感性が求められる。

【教師の観察場面】（ゲートキーパーとしての役割）

- 休み時間の表情や視線、会話から
- 掲示物の状態、落書きから
- 授業や給食、清掃などの活動場面から
- 学習態度の変化や遅刻・早退・保健室などの生活の変化から
- 学級での個人ノートや班ノートなどの記述から
- けんかや友人関係のトラブルの原因から
- ネットトラブル等の原因から
- 学年や教科担任、SC、相談支援パートナーによる情報交流から

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える | <input type="checkbox"/> 教室に入りたがらない |
| <input type="checkbox"/> 急に学習への意欲を失う | <input type="checkbox"/> 当番活動や休み時間に一人でいる場面が多い |
| <input type="checkbox"/> 休み時間は、職員室や保健室の近くにいる | |
| <input type="checkbox"/> 紛失物が多くなる | <input type="checkbox"/> 持ち物や掲示物にいたずら書きが増える |
| <input type="checkbox"/> 給食を食べ残すことが多くなる | <input type="checkbox"/> からかわれることが多くなる |
| <input type="checkbox"/> 遊びの仲間に入れたい | <input type="checkbox"/> 表情が暗くなる |
| <input type="checkbox"/> 仕事を押し付けられる | <input type="checkbox"/> ケガやキズが多くなる |

◎自分のクラス、自分の学校にも、深刻ないじめが発生し得るという危機意識をもつ。

◎子どもが自分の苦しみを訴えることができる教師との望ましい信頼関係を築く。

V いじめ防止のための組織

いじめ対策委員会

1 構成メンバー

- (1) 組織の責任者は校長とし、いじめの防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下、行う。
- (2) 構成員については、管理職、主幹教諭、生徒指導担当教諭、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他関係の教職員を必須とする。
※必要に応じて、相談支援パートナー、SSW や弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの外部専門家等 や地域の関係者などとする。
- (3) いじめの疑いを把握した場合は、学校いじめ対策組織で速やかに対応する必要があることから、構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで臨時的いじめ対策委員会を開催する。その場合、定例の会議で内容を確認する。
- (4) 校長が不在時の、副校長や教頭、主幹教諭等の役割を定めておく。校長不在時の対応については、責任者である校長に報告し決裁を得ること。
- (5) 構成員がやむを得ず会議に参加できない場合には、会議日以外に個別に意見を求めること。

2 いじめ対策組織の会議について

- (1) いじめ対策委員会の開催予定日を「生徒指導年間計画（教育課程編成等に関する諸届用紙 E表）」に位置付け、定例の会議として月に1回開催する。
- (2) 毎月の会議において、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する。
- (3) いじめに係るアンケート実施後に、アンケート結果や面談等の内容について検討するため、いじめ対策委員会を必ず開催する。

- (4) いじめ対策委員会の会議録を作成し、校長の決裁を得る。また、個別の対応状況については、会議録とは別に記録する。
- (5) 校内学びの支援委員会や生徒指導委員会等の校務組織が、学校いじめ対策組織を兼ねている場合には、その旨を方針に明記し、学校いじめ対策組織としての会議部分の記録は別途作成する。

3 いじめの見逃しや一部教職員による抱え込みを防ぐための取組について

- (1) 「いじめ見逃しゼロ」を徹底するために、認知及び解消については、学級担任などの個人に委ねず、学校いじめ対策組織で判断することを徹底する。
- (2) いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童生徒及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害児童生徒の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。
- (3) いじめの解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、被害児童生徒及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、学校いじめ対策組織において行う。

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ② 被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

【国のいじめの防止等のための基本的な方針（最終改定 平成29年3月14日）P30～31】

- (4) 複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、学校いじめ対策組織において集約と共有を図る。また、アンケートの結果など過年度の情報も含め、児童生徒ごとに個別に情報をまとめるなどして、経年的に把握できるようにする。

4 学校の取組の評価について

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の成果検証を行うために、学校評価の評価項目にいじめの防止等の取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に関する項目を必ず位置付ける。

5 個別の対応状況に関する記録及び引継ぎについて

- (1) いじめに関する個別の対応状況に関する記録については、児童生徒の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。
- (2) 悩みやいじめに関するアンケート調査用紙は、小学校から中学校に用紙そのものを引き継ぎ、定められた期間（3年間）保管する。

6 緊急時の対応について

- (1) 緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながることを懸念される事案については、速やかに教育委員会に報告する。
- (2) 教育委員会は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールセーフティアドバイザーなどの活用も含めて学校と連携して対応に当たる。

VI いじめ発生時の対応—本校の危機管理マニュアルより—

A 被害生徒の状況把握

ア：担当教諭は

- ・ いじめを受けている生徒の立場に立って、その時を受けている心理的圧迫をしっかりと受けとめる。
- ・ 生徒の心情を十分理解しながら、時間的な経過や関係者などをできるだけ具体的な状況を聞き取る。

その際、生徒の心の痛みを軽減するように努める。今後の指導のために記録（時系列）を残す。

- ・ 被害生徒を守る姿勢を示した上で、他教諭や関係機関とも連携を図り、解決に向けて最善の努力をすることを伝え、今後も話しやすい雰囲気づくりを心がける。
- ・ ひとりで判断せず、学年の生徒指導担当教諭、学年主任等と情報を共有する。その際、個人情報の取り扱いには十分注意する。

イ：生徒支援部は

- ・ 事実関係の把握のための対応を検討し、管理職とも相談の上、学年に指示する。
- ・ 必要があれば、生徒指導委員会を招集し、対応について幅広く意見を聞く。
- ・ 全職員に周知し、情報の提供を求めるとともに、必要があれば指導に協力を依頼する。
- ・ 養護教諭やスクールカウンセラー、相談支援パートナー等に協力を依頼し生徒の心のケアに努める。

ウ：学校は

- ・ いじめが一定の限度を超える場合には、加害者に対して出席停止の措置を取ったり、警察や児童相談所等の関係機関へ報告し協力を求める。
- ・ 教育委員会へ報告し、対応についての助言を受ける。
- ・ マスコミ等への対応については、窓口を一本化（管理職）し、教育委員会の指導に基づき、慎重に対応する。

B 加害生徒の状況把握

ア：学年教諭は

- ・ 聞き取りに際しては、不用意に周囲に知れることがないように配慮する。個別に対応すること、複数で事実確認を行うことを基本とする。
- ・ いじめを起こした背景や、時間的な経過、他学年、卒業生、他校生等との関係など、できるだけ具体的に状況を把握する。その際、単に事実関係の追求だけではなく、当該生徒の背景（学校生活、友人関係等）と関連させ明確にする。
- ・ 当事者だけでなく、周囲の生徒等からも情報収集し、正確な事実の把握に努める。
- ・ 心理的な孤立感・疎外感を与えることがないように配慮する。
- ・ 時間的な経過に基づき、記録を残す。
- ・ 聞き取りで把握した内容を、学年、生徒指導部、管理職に報告し、情報を一元化する。

イ：生徒支援部は

- ・ 担任および学年教諭からの報告に基づき、生徒指導報告書を作成して記録に残す。
- ・ 全教職員へ指導の経過を報告する。

B 加害生徒の特定

ア：学年教諭は

- ・ 学年生徒を対象に、アンケート調査を行うなどして、様々な情報を収集し、時・場所・状況等を分析し、可能な限りいじめた人物を特定するように努力する。その際、いじめを受けている子どものプライバシーには十分配慮し、アンケート調査にあたっては本人と保護者の了解を得る。
- ・ 集まった情報を集約し、有力な情報については、記入した生徒と面談して詳細な情報を得る。聞き取りに際しては、不用意に周囲に知れることがないように配慮する。
- ・ 時間的な経過に基づき、記録を残す。
- ・ 把握した事実を、学年、生徒指導部、管理職に報告し、情報を一元化する。

C 保護者への連絡

ア：担任+学年教諭

- ・ 速やかに電話連絡をするとともに、可能な限り家庭訪問を実施する。（可能な限り事情を聞いた当日が望ましい）
- ・ 被害生徒の保護者には、経過や学校の対応を正確に伝え、謝罪と今後の心のケアの取り組みについて説明し、理解と協力を依頼する。
- ・ 加害生徒の保護者には、事象の具体的な内容や被害生徒の心情を正確に伝え、今後の学校の取り組みについて、理解と協力を依頼する。その際、一方的に過失を伝えるだけでなく、加害生徒の課題解

決のための具体的な支援について話し合う。

- ・ 家庭訪問の対応の様子を学年、生徒指導部、管理職に報告し、情報を一元化する。
- ・ 両者の意向を尊重して、学校立ち会いの下、話し合いの場を設けることも考えられる。

イ：学校は

- ・ 速やかに教育委員会に報告するとともに、必要に応じて、警察、児童相談所や地域の関係機関と連携協力を行う。
- ・ 関係機関やPTA、内容によっては地域とも連携を図り、生徒の個人情報をも十分に保護した上で、問題行動についての報告や情報交換を行い、解決に向けた具体的な取り組みを進める。

●いじめ終息後の対応

A 当事者への対応

- ・ 双方の継続的な観察を続け、人間関係の回復が図られるように配慮する。

B 周囲の子どもへの対応

- ・ はやしたてたり（観衆）見て見ぬふりをする（傍観）行為は、いじているのと同じだということを理解させる。
- ・ 当事者同士の人間関係が回復するまで、憶測やうわさによる軽率な行動を慎み、温かく見守るよう指導する。

C 保護者への対応

- ・ 個人情報保護の観点から踏まえ、内容によっては緊急保護者集会を開き指導の経過を保護者全体へ説明する。その際には、個人が特定されることのないよう十分に配慮する。

D 再発防止に向けた対応

- ・ 授業や道徳、学活の中でいじめを許さない風土づくりを進める。

F いじめの解消 → P 3、3の（3）の通り

●いじめの予防対策

A 校内体制の確立

- ・ 関係機関と連携して教職員研修を行い、教職員の認識を高める取り組みや悩み調査を実施する取り組み、緊密な情報交換等により、早期発見に向けた取り組みを充実する。
- ・ 「自他尊重」「人権尊重」などの精神の育成を教育活動全体を通して行うとともに、人間関係構成力の向上に力を入れる。
- ・ 毎月いじめ対策委員会において、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する。

B 教育相談の充実

- ・ 定期的な教育相談や、教員から積極的に声をかけて気軽に相談できるような場面づくりを心がけ生徒一人一人と話し合う機会を多く持つと同時に個人面接や集団面接等、面接方法も工夫する。

C 保護者との連携

- ・ 保護者や地域の人々から生徒の様子で、気になることがあれば、すぐに情報（例：登下校の様子等）が得られるような体制を確立する。

D 地域との連携

- ・ 八軒中央すまいるネットなど地域の会議に参加し、連携しながら情報収集にあたる。

VII 重大事故が発生した場合

●重大事態とは（国の「いじめ防止のための基本的な方針」より）

- ①児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときは以下のようなケースなどが想定される。
 - ・ 生徒が自殺などを企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ②いじめにより児童生徒が30日以上欠席することを余儀なくされている疑いが認められるとき。
- ③児童生徒や保護者から、いじめから重大事態に陥っているという申し立てがあったときは、その時点で学校がいじめや重大事態と認識していなくても重大事態として調査・報告等に当たる。

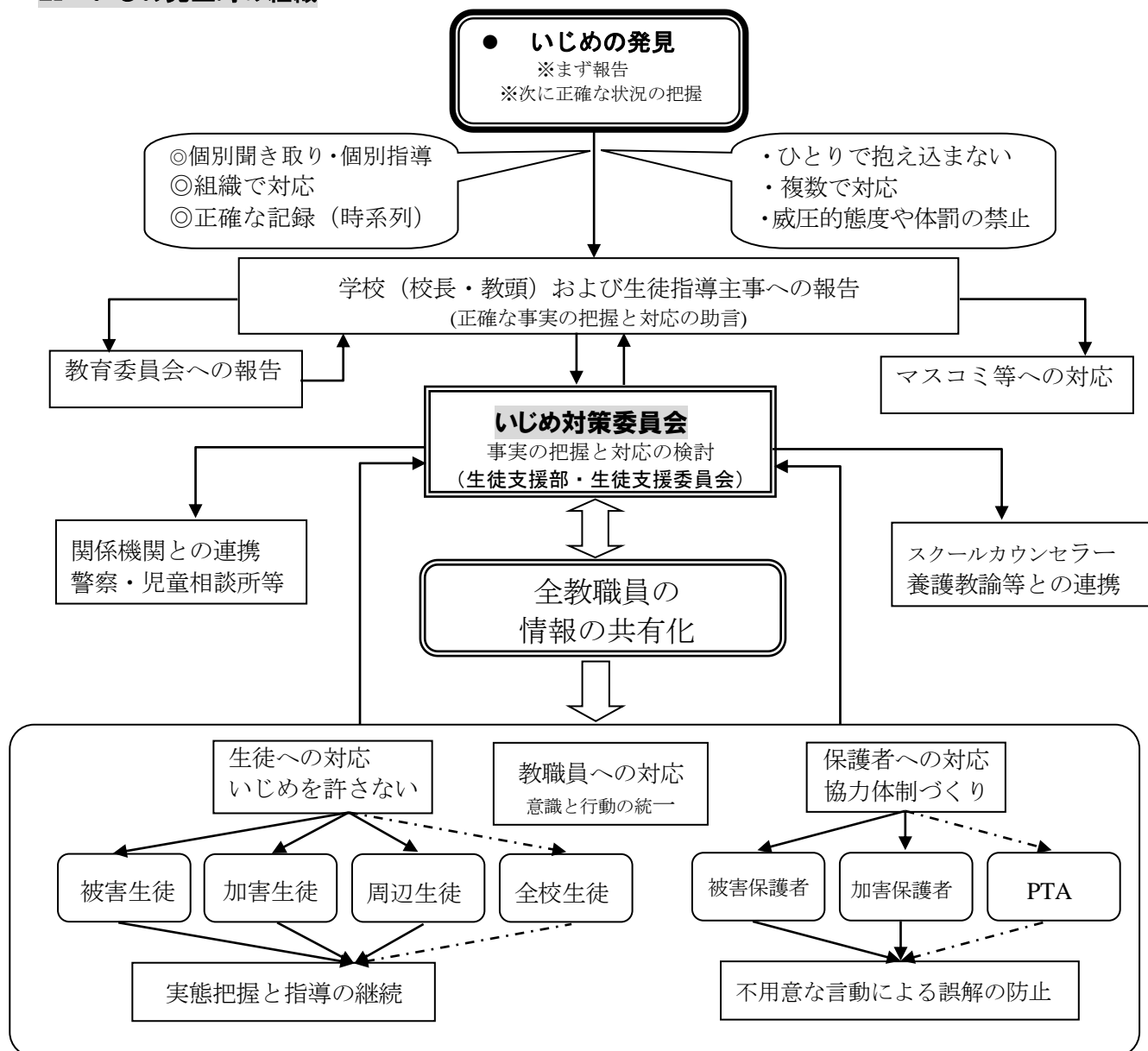
●重大事態への具体的な対応

- ①市教委や関係機関に重大事態発生を報告するとともに協力を要請する。
- ②いじめ対策委員会の立ち上げ、対応策の検討。

●発生時の対応

- ・重大事態が発生した旨を札幌市教育委員会に速やかに報告する。
- ・重度のいじめ事実が発生した時点で、直ちに対策委員会を招集。
- ・事実関係の把握、関係生徒や保護者への対応などについて協議を行う。
- ・学年または学校全体で組織的に対応する。
- ・全職員に事実を伝え、共通認識・共通行動で指導にあたる。
- ・マスコミ報道等の対処として窓口を一本化する。

Ⅸ いじめ発生時の組織



※令和5年度から、警察と連携した「いじめ問題」への対応が加わります。
詳細は、ホームページ「各種報告」→「警察と連携した「いじめ問題」への対応」をご覧ください。